

条例の点検・見直しシート

条例の題名		作成年月日	平成24年6月29日	
一般職の任期付職員の採用等に関する条例		公 布 日	平成14年12月26日	
条例番号		直近改正日	平成24年3月27日	
所管部局課		電 話 番 号	059-224-2103	
条例の概要		地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項及び第2項並びに第7条第1項並びに地方公務員法第24条第6項などの規定に基づき、一般職の職員について、任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものである。		条例の 類型
				委任型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	専門的な知識経験を有する者を一般職として採用し、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させるために必要な条例である。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	果行政に求められる専門性が高まっていることから、専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させるため、専門的な知識経験を有する者を一般職として採用する必要性は、今後も一定程度見込まれる。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	平成23年4月1日に1名を採用し、事務を実施中。	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	法律上、条例で定めることとなっている。	
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい		
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例がないと、任期付職員の採用、採用後の給与支払い等に支障が生じる。	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい		
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい		
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	条例がないと、任期付職員の採用、採用後の給与支払い等に支障が生じる。	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	職員の採用に関する条例であり、効果は県民全体に及び	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい		
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし	職員採用、給与に関する条例であり、県以外の主体との連携になじまない	
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点検・見直し結果	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
	改正・廃止の必要はない	任期付職員に関して定めた条例であり、実際に運用していることから、廃止はできない。上記各視点の検証結果からも、特に改正する必要がない。		無